

平成18年 第8回
教育委員会定例会会議録

平成18年8月8日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2223号
平成18年第8回定例会

日 時 平成18年8月8日(火) 午後3時5分 開会
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	五味原 康
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	横 矢 真理
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」 な し

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参事(庶務課長事務取扱)	小 池 眞喜夫
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千 恵 子

「書 記」	庶務課庶務係長	阿 部 祥 子
	庶務課庶務係主事	荒 川 正 行

「議題等」

第1 教育長報告事項

- 1 平成18年度奨学生(第2回)選考結果について
- 2 港区社会体育優良団体表彰について
- 3 生涯学習推進課7月事業実績と8月事業予定について
- 4 江戸城外堀跡保存管理計画の策定について
- 5 図書館・港郷土資料館の7月事業実績と8月行事予定について
- 6 指導室8月行事予定について
- 7 その他
国選定保存技術保持者の認定について

第2 協議事項

- 1 平成18年度港区文化財の諮問について
- 2 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
学校教育の環境整備について
社会教育の施策について

第3 審議事項

- 1 議案第23号 港区立運動場条例施行規則の一部改正について
- 2 議案第24号 港区スポーツネット利用に関する規則の一部改正について
- 3 議案第25号 平成19年度区立小学校心身障害学級使用教科用図書の採択について
- 4 議案第26号 平成19年度区立中学校心身障害学級使用教科用図書の採択について

教育長 開会に先立ちまして、7月16日付で教育委員会事務局幹部職員に異動がありました。次長から紹介をお願いします。

次長 去る7月15日付で、前任学務課長、川上秀一が東京都の方に転出いたしまして、翌7月16日付で、学務課長に安部典子が就任いたしました。よろしく願いいたします。

学務課長 安部と申します。よろしく願いいたします。

「開会」

五味原委員長 それでは、ただいまより、平成18年第8回港区教育委員会定例会を開催いたします。

(午後3時05分)

「会議録署名委員」

五味原委員長 本日の署名委員は、澤委員をお願いいたします。

澤委員 はい。

第1 教育長報告事項

1 平成18年度奨学生(第2回)選考結果について

五味原委員長 それでは、日程に入らせていただきます。

日程第1 教育長報告事項

平成18年度奨学生(第2回)選考結果について、参事をお願いします。

参事(庶務課長事務取扱) 去る7月19日開催の港区奨学資金運営協議会において、平成18年第2回目の奨学生の選考が行われましたことについて申し上げます。

資料ナンバー1をご覧くださいと思います。

そこに表をお示ししております。平成15年度からの奨学生の選考結果を示した表でございます。右端、平成18年度から年1回の募集から年2回の募集に変更されました。

今回の分は一番右端の第2回というところで、定員10名ということで募集しましたところ、7名の応募がございました。7名全員について審査をいたしました。内訳に書いてございますAランク、これは判定Aということで家計が基準内にある、それからBランクについては家計が基準外にあるというものをあらわしているものです。今回7名の方全員がAランク、判定Aということでございましたので、選考の結果、7名全員を採用候補者と決定したものでございます。

なお、その隣にある18というのは4月からの奨学生ということで、これはことしの1月に決定したものでございます。本年度から年2回ということで選考を行っているということで、今回は第2回目ということで追補したものでございます。

簡単ですが、ここは以上でございます。

五味原委員長 この選考委員会で、先行きのために、いくつかの課題を選考委員会からいただい

ております。簡単に皆さんに。

参事（庶務課長事務取扱） 委員会ですまざまなご提案をいただいております。いくつかご紹介いたしますと、まず滞納者等が、このところの景気のせいもあるのでしょうか、結構目だっております。そういったことを踏まえて、滞納者対策ということで、その一つの考えとして、……卒業された方については免除というか、そういう制度のようなものも考えていいのではないかと、あるいは、その選考の基準についても現在の基準でいいのか。税金の関係で控除の関係がなくなったというような特例等、そういうこともあるので、基準自体も見直したらどうかというご意見があります。さらには、現在のそのやり方を少し変えて、基金みたいな形でご寄付をお願いをして、そういうものの中で運営をしていくというような方法もあるようでございます。実にさまざまな、かつ大きな宿題をいただいております、これについては今後、鋭意検討をしてみたいと思います。以上です。

五味原委員長 ただいまの報告について、いかがでございましょうか。

澤委員 2点ほど。今回から年2回ということで、2回目に応募者7名。だから2回やっている意味はそれなりにあるのかなということで、新しい制度が区民の皆様にとっても有効な制度であるというような気がいたしました。これは質問ではなく感想です。

もう一つは、前回の選考結果はたしかこの委員会で報告があったわけですがけれども、辞退者が7名出ているという、この辞退者というのはどういう理由で辞退されているのか、その辺をお聞かせいただきたい。

参事（庶務課長事務取扱） 7名のうち5名につきましては、都立高校に入学が決まった。当初私立を想定していたのかもわかりませんが、都立高校に入学が決まったということで、奨学金を受けなくても済みますという理由が5名でございました。残りの2名のうちお1人は区外に転出をされたので辞退された。もう一方は生活保護を受給するようになっていくということで辞退という報告でございます。

澤委員 別段、生活保護を受けられたからといって辞退する必要は、原則としてはないわけですよ。

参事（庶務課長事務取扱） 生活保護にも奨学・進学資金という感じが基本的にはありますので。

澤委員 そちらにあるから二重になってしまうので、そういうことですか。

参事（庶務課長事務取扱） はい、そうです。

五味原委員長 ほかにいかがでございましょうか。

小島委員 ことしから成績基準を撤廃するというので、それに対応するというか、勉強する意欲を重視しようということだったと思うのですが、選考過程で意欲面はいかがだったのでしょうか。

参事（庶務課長事務取扱） それぞれの学校の方からも推薦書といいますが、そういうものをいただいておりますけれども、皆さん、大変勉学の意欲があるというようなご推薦をいただいているかと……。

五味原委員長 ほかにございますか、よろしゅうございますか。

2 港区社会体育優良団体表彰について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

港区社会体育優良団体表彰について、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 それでは資料番号 2 番をご覧ください。

港区社会体育優良団体表彰について、ご報告いたします。

去る 7 月 1 9 日開催の港区スポーツ運営協議会で答申のあった 3 団体について申し上げます。

表彰日でございますが、平成 1 8 年 1 0 月 9 日、体育の日でございます。根拠規程につきましては、港区社会体育優良団体表彰要領によります。表彰候補団体でございますけれども、まず 1 番目にマーメイドキッカーズ、こちらは港区社会体育登録団体でございます。2 番目、港区合気道連盟、こちらは港区体育協会加盟団体でございます。それから 3 番目、マザーズアタック、その他スポーツ振興に寄与している団体ということで、こちらの 3 団体を今回表彰するということでございます。

以下、次のページに団体の功績調書を載せてございます。簡単にご説明いたします。

次ページをおめくりいただきたいと思えます。マーメイドキッカーズでございますけれども、こちらは平成 9 年 4 月 1 日付で、区内の女子中高生を中心に活動をしておりまして、スポーツを通して交流を深めているチームでございます。年齢・技術の壁を越えて、だれもが楽しく、地域との交流を目指しているということでございます。なお、代表の方は、以前港区にお住まいでしたが、最近横浜に転出ということで、住所がそちらの方、横浜市神奈川区の住所になってございます。ただ、港区社会体育登録団体の要件である在勤の方であるということでございますので、社会体育登録団体の要件を具備しているということでございます。

続きまして、次ページをおめくりいただきたいと思えます。次に、港区合気道連盟は昭和 3 3 年 4 月の設立でございます。スポーツセンターや区内道場で合気道講習会等を開催し、区民に合気道の精神を浸透させる努力を積極的に行っております。

それから最後、マザーズアタックでございます。次のページを見ていただければと思えます。平成 1 2 年 1 0 月に設立されたソフトバレーの団体でございます。地域スポーツ教室から生まれたチームということで、自主性を重んじ、区民大会の実績等もでございます。

以上 3 団体でございます。よろしく願いいたします。

五味原委員長 ただいまの説明につきましては、いかがでございますでしょうか。

澤委員 スポーツ振興の一環として重要な行事、表彰だと思えますけれども、最後のマザーズアタックというのは、これはソフトバレーボールで、「最近では、男性も増えた」と。これは、試合というのは男女一緒にできるようなものなのですか。

生涯学習推進課長 当初はこちらのチーム、マザーズアタックは、女性だけで設立されたということでした。当初の目的は女性のソフトバレーボールだったということ聞いておりますが、最近ではやはり若い人たちが、男性も入れたチームとしてまた一新するような形でやっているということでございます。

澤委員 これは区民大会で 3 回の優勝経験ありということですが、そういう大会でもチームは男女一緒に構わないのですか。

生涯学習推進課長 こちらの大会ですが、3 回優勝されていると。

澤委員 結構実績がある。

生涯学習推進課長 その過去がどこまでさかのぼっていいのか。ちょっと私の方も不案内なところがございます。またちょっと調べてみます。

五味原委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは推薦するというところでよろしゅうございますか。

3 生涯学習推進課 7月事業実績と8月事業予定について

五味原委員長 続きまして、生涯学習推進課7月事業実績と8月事業予定について、生涯学習推進課長をお願いします。

生涯学習推進課長 資料番号3番をご覧ください。

まず、放課後児童育成事業平成18年度参加児童数一覧でございます。7月のご報告です。

まず放課GO あおやまでございますが、7月は12日間開設いたしまして、延べ315人の参加でございました。1日当たり26.3人となっております。続きまして、こうようでは同じく12日間開設しまして、延べ470人、1日当たりでは39.2人ということでございます。なんざんでございますけれども、放課GO なんざんでは25日開設ということでございます。こちらは延べ947人、1日当たりは44.5人でございますが、土曜日もございます。土曜日は5日間、延べ57人と参加がございましたので、1日当たりでいえば11.6人でございました。同様に放課GO しばでございますが、延べ1,246人、1日当たりでは59.7人ということでございます。土曜日につきましては、なんざん同様5日間で74人の参加がございましたので、1日当たりでは14.8人という形になってございます。それから最後、放課GO ひがしまちでございます。こちらは7月12日にオープンいたしました。13日間の開設となっております。開設当初は65人の登録がございまして始まったわけですが、現在は87名まで増えているということでございます。その13日間で延べ403人の参加で、1日当たりで直しますと31人ということでございます。

続きまして、裏のページをご覧いただきたいと思います。こちらは平成18年7月の生涯学習推進課事業実績でございます。キンボール、スポーツチャンバラ、キッズテニス教室等、こちらは実績のとおりでございます。キッズテニス教室でございますが、そこでちょっとご訂正願えればと思います。2日のところで19人となっております。こちらは組の方で、何組という形で数えました。人数でいえば26人ということでございます、参加者数でいえば26ということでございます。そのこのところを訂正いただきたいと思います。

それから2日、9日、16日に行われましたキッズテニスでございますけれども、こちらは赤坂小学校で93。初日が37名、2日目29名、3日目で27名ということでございますので、合わせて93名と合算で載せてございます。同様な形で人数が入ってございます。

それから下です。続きましては8月、こちら生涯学習推進課事業予定表となっておりますが、8月3日、こちらの会議、委員会は終わってございます。これについて若干触れさせていただきたいと思います。この部分で、報告事項といたしましては、平成18年度文部科学省の委託金につい

てご報告を申し上げます。それから放課GO あざぶ、みたについての状況をご説明しまして、青山児童館改修及び青山小学校での児童館事業についてということのご説明を申し上げます。こちらは委員会も終わってございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次のページでございますが、平成18年度スポーツセンター利用集計表でございます。こちらの方は、まず麻布、青山運動場につきましては先月並みで推移してございます。芝浦中央公園は人数については、天気もよく、夏休みに入ってから利用が増えているという分析でございます。

スポーツセンター、こちらにつきましては、プールの関係で7月以降個人利用が増えています。その他は先月並みで推移しています。

それで、今説明が途中になりましたが、最後のところで、芝浦中央公園運動場のところでございます。斜線が入っているフットサル場は、6月、7月は工事ということで斜線を入れてございます。8月からはまたスタートしたいと思ひます。

ここに元・三田中学校プールを入れてございます、7月のところで、1,605ということでございます。平均1日当たり56.8人という形で割り出しとなっております。以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明についていかがでございますでしょうか。

ないようですが、フットサル場、これの6月、7月が使用なしということは、芝の張りかえとか何かをやっていたのですか。

生涯学習推進課長 人工芝の張りかえの工事ということですよ。

五味原委員長 わかりました。それから、放課後児童育成事業。7月末現在の登録人数が各事業場所とも増えておりますよね、非常に大きく増えている。特に「こうよう」のように、当初125人が7月には192人という、大変な増え方をしているのですが、これに対する施設その他の対応というのは十分可能なのですか。

生涯学習推進課長 ここを見ていただきますとおり、放課GO こうようにつきましては1日平均40人前後でございます。施設の受け入れの形としては、変化に対しては十分対応できるということでございます。

五味原委員長 施設的にはこの人数の何割かが、例えば「こうよう」の場合、125人のとき、6月は平均で35名ぐらいですか。それで7月になったら192人という数になっているということは、同じパーセンテージだけの人、お子さんが来たとしても現状よりも増えるわけですよね。これに対しては十分対応できるのですか。

生涯学習推進課長 こちらを参加率で見ますと、192人になったときでもその参加率としては非常に安定しておりますので、6月、7月と見た場合、そう違いがないということでございます。

五味原委員長 ではちょっと質問を変えます。「こうよう」の収容可能人数というのは、どのぐらいになっているのですか。

生涯学習推進課長 2部屋ございまして、1部屋大体30人から入れるような状況でございます

ので、60～70人は可能かなと考えております。

五味原委員長 わかりました。ほかにございますか。

澤委員 一般的な話ですけれども、例えば今報告があったフットサル場は6月、7月は補修のために閉鎖。一般的にこの工事の期間というのを使用者から見ると、やっている内容の割にばかに長いという、何かそういう印象を。例えば、青山の運動場のテニスコートがことしの初めに3カ月ぐらい閉じたのです。けれども、テニスの好きな人がいて、実際に行ってみるとほとんど工事していない。最後になってバタバタとやって、だったらあんなに、3カ月休む必要ないのではないかというような、課長、この辺はどうですか。

生涯学習推進課長 人工芝の張りかえ工事の場合、初期のメンテナンス期間というのがある程度必要ですので、3カ月程度やはり要するというのが妥当でございますので、張ってからの期間、何もしないようですけれども、ちょっと芝には入れないという状況が続くようです。その辺をご了承いただきたいと思います。

澤委員 そうですか。

小島委員 フットサルは何で。

澤委員 フットサルも同じ人工芝。

生涯学習推進課長 はい、人工芝です。

澤委員 わかりました。なるべく業者には短期間にやってくれるように指導をお願いします。

生涯学習推進課長 その辺ちょっと確認してみます。

五味原委員長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

4 江戸城外堀跡保存管理計画の策定について

五味原委員長 それでは次に移ります。江戸城外堀跡保存管理計画の策定について、図書・文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 資料ナンバー5をご覧ください。

江戸城外堀保存管理計画の策定についてということでございまして、平成18年度、平成19年度の2カ年をかけて、江戸城外堀跡保存管理計画を策定をしていきたいということで考えております。平成17年度中は、千代田区で「史跡江戸城外堀跡保存管理懇談会」を設置いたしまして、そちらの方で管理計画の準備のための検討を進めてまいりました。

それから江戸城外堀でございしますが、これはちょっと小さくて見づらいかと思うのですけれども、ここが外堀になっています、ぐるっと皇居を回って外堀がずっと。それで港区はこの部分、新宿区がこの部分、あと千代田区が入っている形になってございます。それから、本来ですと外堀というのは城を全部ぐるっと取り巻くものですが、ここを神田川が流れておりまして、江戸の場合はこれがそれに兼ねてこんな形で渦巻状になっているということでございます。

小島委員 港区のどこからどこですか、地名でいうと。

図書・文化財課長 赤坂の辺、ニューオータニの下あたり。そこの一部分ということです。

小島委員 ああ、なるほど。

五味原委員長 そこだけでいいのですか。

図書・文化財課長 そうです。一応7%分が港区です。これを含む全体の計画です。国が、その3区と一緒につくと計画としては認められないということで、これから検討を進めていくということでございます。

平成18年8月に3区で協定を結びまして、9月にはその協定書に基づきまして、策定委員会の設置をして、平成20年3月にご報告ができるように進めていくということで考えてございます。経費でございますが、トータルで2,400万円ぐらいの経費がかかります。そのうち国庫補助が2分の1、都の補助が4分の1。それから3区で応分の割合の費用負担をするということで、千代田区が66%、新宿区が27%、港区が7%ということでございます。そういう形で進めていきたいというご報告でございます。それから、これを参考までに回覧をさせていただきますので、見ていただけたらと思います。以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明についてはいかがでございましょうか。

小島委員 この図のどこを改修するのですか。

図書・文化財課長 全体の計画をつくるという形です。

小島委員 全体の計画。港区にある外堀というのは、どこからどこまでなのか。

図書・文化財課長 港区はその……。

小島委員 赤坂見附の。

図書・文化財課長 外堀の中心といいますか……。

五味原委員長 ニューオータニに沿ってのあの堀ですね、何堀と言ったかな。

小島委員 これは江戸の地図だからわからない。

澤委員 弁慶堀。

五味原委員長 弁慶堀ですね。

図書・文化財課長 いや、今の地図です。

小島委員 ああ、今の地図。

図書・文化財課長 こころが港区になっています。

小島委員 それでどこら辺まで？

図書・文化財課長 堀の所の、先端のところですよ。

小島委員 あと、もう外堀は今こっちにはないのですか。

図書・文化財課長 はい。こちらはもうみんな埋まってしまっています。

小島委員 なるほど、こっちはもうないんですね。港区にとって、具体的にどんなメリットがあるのかな？

澤委員 今のお話でわかったのは、要するにこれは計画をつくるのですよね。

図書・文化財課長 保存するための計画をつくる、そういうことです。

澤委員 だから計画ができた後に、実際に保存をするために何をしたらいいのか、毎年どういう経費がかかるのか。そこも港区は当然かわっていくという話になるのですか。

図書・文化財課長 計画ができた暁にはそういう話も来ると思います。

澤委員 またそこで決めることですが、その姿勢としては、皇居の周辺や上智大学の周りの土手とか、そういうものが開発の中で飲み込まれてしまうようなそういうことではなく、東京のそういう風情を残すというのが大事なことだと思いますね。

五味原委員長 わかりました。ほかにございますか。よろしゅうございますか。

5 図書館・港郷土資料館の7月事業実績と8月事業予定について

五味原委員長 それでは次に図書館・郷土資料館7月事業実績と8月事業予定について、図書・文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 それでは資料ナンバー6の図書館の行事予定をご説明させていただきます。

7月も基本的には定例の事業を行っておりまして、十二分にご利用いただいているというふうにございます。ただし、7月25日、三田図書館におきまして、12時20分から12時55分ごろまでの約35分ですが、男性2人がエレベーター内に閉じ込められてしまうというございました。無事救出をして、特段健康上の支障もなく2人はお帰りになられ、翌日からエレベーターは運行したのですが、エレベーター事故について、区民文教常任委員会とエレベーター事故等対策特別委員会にご報告をしたところございます。それから31日月曜日に、改めて総点検をして、翌日から平常どおり運行してございます。

8月の予定ございますが、3ページ目、4ページ目に記載のとおりございます。

それから5ページ、6ページに図書館の利用集計表、これは5月から7月までの実績が記載してございます。

まためくっていただきまして、郷土資料館の方の実績ございます。7月の実績です。7月は資料館講座ということで、4回実施をしてございます。港区近代人物誌ということで、それぞれこういった内容で開催をしてございます。

それから郷土資料館のございますが、8月22日に東京海洋大学と共同事業ということで、夏休み学習会を開催する予定ございます。8月の展示は、前回ご報告したのと同様、「港区の近世遺跡 最近の発掘調査から」ということで展示をしてございます。最後のページになりますが、「海を渡った 江戸・東京の風景」、これも前回ご報告したとおりございます。私からは以上です。

五味原委員長 ただいまのご報告については、いかがでしょうか。

小島委員 ただいまのエレベーターの閉じ込め事故ですが、原因は何だったのですか。

図書・文化財課長 原因ございますが、エレベーターのドアスイッチというございます。その接触が若干悪かったということ、接触不良です。

小島委員 スイッチだから電気系統。

図書・文化財課長 接点の接触が不良だということのようございます。それで1ミリぐらいのずれがあったのでそれを調整をして、それ以外のところも総点検をしましたけれども、それで一応大丈夫ということなのですが、何せエレベーターそのものがだいぶ古いものございますから、いろいろな所で劣化はあると思っております。

小島委員 そちら辺は人身事故につながるほどの機械故障ではないのですか。

図書・文化財課長 そう思われます。一応安全装置が働いた形で動かないようになってしまったということなので。

小島委員 港区の場合、この間大事故が起きたから、皆さん神経質になっているので、「えっ、またエレベーター事故？」という責任を感じなくてはいけないので、なお一層の点検努力をしていただきたいというふうに要望いたします。

図書・文化財課長 そういったこともございますので、施設課の方にも応援をしてもらって、その日のうちにメーカーも呼んで点検をして、その翌日からは作業員に待機をしてもらって、31日までは待機した形の中で動かしています。31日に総点検をして待機も外したということでございます。

小島委員 わかりました。

五味原委員長 従来も今のようにそういう、短時間閉じ込められたということに対しては、特に教育委員会管轄の中でのものというのは上がってきているのですか。どうでしょうか。

次長 今までも上がってはきてございません。エレベーターの場合には、学校に設置してある場合に、子どもたちが中でおしくらまんじゅうをやる、その振動でとまって、直近の階でとまるみたいなこともありますし、老朽化して今回のような問題もあります。現在は施設を、エレベーターに限らずプールの事故もございましたし、今回のエレベーターもございますので、古い学校施設だとか図書館を含めて、全体的な保守点検のやり方だとか、こちらのメンテナンスを十分にやっていくにはどうしたらいいのか、その辺を早急に考えまして、来年度体制を組んでやるようにしたいと思っています。

この場には報告してございませんが、同じ三田で、文字違いだったのですけれども、御田小学校で全館停電というのが夏休みに発生しまして、夏休みだからよかったのですけれども、ちょっとそういったこともありましたので、今後施設全体を見直すような形で対応します。

五味原委員長 ほかにいかがでございましょうか。

澤委員 今の宮内課長の説明で、郷土資料館で8月23日の東京海洋大学さんの協力でということですが、港区の中には大学もたくさんあるので、大いにこういう大学との連携も必要だと思うのですけれども、これはどういう経緯でこういうことが実現できているのか、その辺をお話ししてください。

図書・文化財課長 これは昨年度から始めた事業ですが、港区と東京海洋大学とで包括協定を結びまして、その中でできる事業を少しずつ進めていきたいと思います。

澤委員 その一環ですか。運動施設かなんかで、海洋大学さんに協力を得てというのがありましたね。

図書・文化財課長 そちらの方はなかなかすぐには実現はしないようですが、

五味原委員長 ほかによろしゅうございますか。

横矢委員 図書館の行事のブックスタートですが、ここまでだいぶ順調にいったなと思ったのですが、今回ちょっと人数がどこも寂しくて1人とか2人とか3人ということが多くなっ

ているのです。これは多分、ちょっと暑くなったので小さい子を連れて出にくいということもあるかとは思いますが、秋からまた力を入れて、ここのところをもうちょっと、2けたに乗るぐらいにはしていけたらいいなと思いますので、よろしくお願いします。

図書・文化財課長 なかなか、この前は高輪で26名で私も喜んだのですが、その理由がちょっとよくわからない部分がございます。なるべく5人以上とか、1けたではなくて10人以上とか、そういう数字を残せたらいいなと思います。

五味原委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

6 指導室 8月事業予定について

五味原委員長 それでは指導室 8月事業予定について、指導室長、お願いします。

指導室長 お手元の資料7番をご覧ください。8月の事業予定がありますけれども、前回教員研修大学講座につきまして、初めて実施するというご報告をいたしました。結果につきましては330名の参加がございました。三つの大学で実施いたしました。ご質問がきた予算の面でございますけれども、講師の謝礼ということの形で全体でかかった費用が35万1,000円でございます。参加者からは来年もぜひやっていただきたいとか、英語の講習をして、自分自身のスピーキングやリスニングの力がつけられた、興味深い内容で大変勉強になりましたというような感想もいただいております、大変盛況なうちに終了することができました。

また昨日、科学教育講演会ということで、よこはま動物園ズーラシア園長である増井光子氏から「コウノトリの野生復帰」ということをご講演をいただきまして、映像を交えた熱心なお話がありました。60名の参加ということで実施することができました。

この夏休み中には、子ども理科教室、チャレンジスクール、これは教員ですが、小学校理科実技研修会など、理科に関する研修会も充実しております。また、10年経験者研修やその他主幹研修、初任者研修など、この期間を利用した研修会を実施するという計画を予定しているところでございます。以上でございます。

五味原委員長 ただいまのご報告についてはいかがでしょうか。

澤委員 8月も結構、指導室は盛りだくさんな行事を抱えておられるのでご苦労だったと思えますけれども、このチャレンジスクールの講師の方というのはどういう方ですか。

指導室長 これはセンターにおります研究相談員ということで、元校長先生。

澤委員 ああ、渡邊先生ですか。

小島委員 私もどこかで見た名前だなと思って。

澤委員 今回、積極的にやっけていただいている。港陽中学校で定年になられた、そうですか、それはありがたいことですね。

五味原委員長 ほかにいかがでしょうか。

小島委員 教育相談研究会の 講義「ロールプレイング」とあるのですが、これは何を題材とするロールプレイングなのでしょうか。わかりますか。

指導室長 申しわけございません、テーマまでは、済みませんが。そのときには川崎幸クリニッ

クの医師の臨床心理士をされている方に講師をしていただきますので、そういう中身で行われるのではないかと思っています。

五味原委員長 これは、ぜひ参加をしていただかないと。

ほかにはいかがでございましょうか。

澤委員 数年前から、各学校に主幹という肩書きの方がおられるようになって、この21日に高松中学の大泉先生が、「校長が望む主幹の役割」という講義をされるようなのですが、室長から見ると主幹の役割というのは、簡単にご説明いただくとどうということになりますかね。

指導室長 主幹は副校長の補佐をしたり、あるいは人材育成ということで、教員のさまざまな人材育成、相談に乗ったりしています。それから指導・監督もできるというような、役割がいくつかございます。校長の学校経営方針に基づいて、副校長とともに学校のサブリーダーといいますが、そういう形でかなりの力を発揮することが望まれています。

今、港区には、小学校23名、中学校も23名、小学校は2人配置、中学校は3人配置ということで46名の主幹がおります。残念ながらまだ未設置の学校が小学校2校、中学校1校ございます。管理職と教員の間ちょうど入った中間管理職のような形でありますけれども、その力を発揮することによって学校経営のビジョンを具現化できる、非常に有効な職だと思っています。

小島委員 関連していいですか。どこの新聞だか忘れたのですが、最近の新聞で、ばら色ではなくて、主幹になると間に挟まれて非常に大変だと。今、その受験をなかなかしない先生が多いと聞いているのですが、そこら辺の背景はどうなのでしょう。

指導室長 新聞に出ているとおりでございまして、東京都はもっとたくさん的人数になってほしいということですが、まだ、トータルすると約半数近くがなっていないという状況がございます。確かに忙しいという部分はあると思いますけれども、仕事を押しつけてやってもらうのではなく、一緒に学校をよりよいものにしていこうという意欲といいますか、プラスの面をいかに直に生かせるかというあたりは、管理職の手腕にかかってくると思います。本区のように、主幹の宿泊研修会をやっているところというのはあまりないかと思います。ですから、こういう研修会は港区で特筆すべきものとして実施しておりますので、こうした機会によりよいあり方、あるいは1人ひとりの主幹が意欲を持って向かえるような、立ち向かっていけるような研修会にできたらなというふうに思っております。

小島委員 ただ、今そういう、新聞で指摘しているような状況だと、やはり各学校のあるべき姿とかよりよい姿にするには、校長先生とか副校長先生だけではなく、そういう主幹の先生にかなりご活躍していただいて初めて学校がよりよく機能すると思うのですよね。そういう点で、今港区として、やはりその主幹というのは非常に大事な仕事なんだ、魅力のある仕事なんだとよく教えて、主幹の研修だけではなく、これから主幹になってもらいたい人たちの研修もやっていただいたらいかがでしょうか。

指導室長 主幹が生き生きとしていて、やりがいがあるというふうな姿をまず先生方に見てもらい、それで私もやってみたいなというようなところにもっていきたいと思います。そのためにも、まずはこの主幹を育てたいということと、次の主幹候補生はたくさんいますが、ただなかなかやり

たがらないということですから、今回も校長を通して、この人ぜひ受けてはいかがでしょうかという、何人かには個別に対応しており、1人、2人はやってもいいかなというふうにお答えをいただいている状況であります。

小島委員 だから主幹制度が港区で非常によく働く、研修もやってということであると、港区の公立小学校の、いつも言うレベルがアップして、いい先生方は皆港区に行きたいと言って、倍々の向上をする一つの要素になると思いますので、ぜひ今の室長のおっしゃったことを実現していただければと思います。

澤委員 関連して、学校の先生方の配置という視点からすると、主幹というのは、中学校ならば教科で数が決まっていますよね。主幹というのはそれプラスアルファということになるのですか。

指導室長 残念ながらまだプラスアルファではないですね。

澤委員 そうはならない。だから、主幹の先生というのはかけ持ちになるわけですか。そういう、半分管理職的なことと本来の授業と。その分、給料は若干高いのでしょうか。

指導室長 特2級という、教諭の給与制度に特出を加えたものを東京都として制度化しています。

五味原委員長 主幹も経験がないと、副校長試験が受けられないのですか。

指導室長 まだはっきりとしたそういう制度は決定はしておりません。

五味原委員長 現状においては。

指導室長 おいてはですね。

五味原委員長 今のお話ですと、給与については特2級で優遇されている。昇級のための資格については、今のところまだ決められていないのですか。

指導室長 主幹が主幹の中で昇級の順位といいますか、よくやっている人は上がるべきというシステムはあります。

五味原委員長 いや、そうではなくて、教頭試験を受けるためには、例えば校長試験を受けるためには教頭を何年経験して、初めて校長試験を受ける資格ができますよね。すると副校長試験を受けるためには、例えば主幹を何年間か経験しないとだめなのですか、それは必要ないのですか。

指導室長 まだはっきりと決まっていますが、今年度スタートしたC選考というのが、副校長についてはそういう制度がございます。今年度は主幹を4年以上やった人はその対象とするという要綱が初めて今年度できましたので、いずれこういう主幹の経験というものが次のステップにつながるものだと思います。ただし、年齢が高くて主幹をやる方なども中にはいらっしゃいますので、一概にみんながやったからというのも難しい部分がございます。

教育長 ちょっといいですか、整理させていただきたいのですが、主幹という職には、普通の教員が主幹という試験を受けて主幹になる人と、管理職選考A選考、管理職選考B選考というものに合格して主幹になる人とがあります。今指導室長が言ったように、今年度からはC選考という形での管理職試験というのが入りました。主幹という職の中にはA選考管理職試験を合格した者、B選考を合格した者、プラスその主幹というものを受験をした人、こういう形になるのです。ですからA選考、B選考、C選考の人たちは何年か経験すれば今度は副校長になっていけます。A選考の人間は、多くは指導主事になって、そして指導主事を3年、4年と経験した後に副校長に出てい

くこういうような形になっていますので、今その主幹という、一般教員から主幹になった人間がその後どうなるかということはまだはっきりしていないなというところがあります。

五味原委員長 わかりました。

澤委員 そういう管理制度ばかりいじっていて、一般の教員の授業が生きがいのなのだという先生にもっとモチベーションを与えるような制度というのも大事なような気もするのですけれども。いや、それは話が長くなる。

指導室長 そのような制度もございます。実は助言者という、授業のリーダーというのを東京都としても育てる必要がありますので、今、今年度から始まった教師道場という、若手の教員が、5年から10年までの教員が勉強したいというふうになったときに、そのリーダーとなる人をつくらなければいけないと考えて実施しています。

澤委員 我々技術屋なので、企業は、かつての日本は課長になったり部長になったり、何かそうしないと、評価されない。だけど大企業は技術の専門職のコースをつくっていて、部長待遇とか。だから技術だけで定年までやるという人も大事にしなければ、日本の技術は伸びない。だから先生方も何も校長、副校長になることが最後のゴールではないのだよと。きちんと子どもと最後まで接することで、そういうことで報われるようなそういうシステムが、そうですか、だんだんできつつあるということですか。

五味原委員長 よろしゅうございますか。ほかにございませんね。

7 その他

国選定保存技術保持者の認定について

五味原委員長 それではその他何かございますか。

図書・文化財課長 資料ナンバー8ということで、その他につけさせていただきました。

国で選定している保存技術保持者の認定ということで、港区にお住まいの石田不識さんを、認定するようにと、文部科学大臣に国の文化審議会から答申がありましたので、情報提供ということでご報告をさせていただきます。港区教育委員会でも、平成10年度に琵琶制作技術を伝える伝統工芸の記録映画を制作しております。また港区指定無形文化財保持者として検討もしておりましたところですが、こういうことになりましたということでご確認でございます。なお、これは産業振興課の方でつくっている琵琶の、石田不識さんのことが書いてあるパンフレットです。以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告についてはいかがでしょう。

澤委員 港区にとって、うちの文化財として先に指定できたらもっとよかったのかもしれませんが、それはともかくとして、この伝統文化の記録映画を制作していますね。この記録映画というのはビデオになったりなんかして見られるとか、図書館へ行くと見られるとか。

図書・文化財課長 みなと図書館にビデオが置いてありまして、自由に見られるようにしてございます。

教育長 この方だけではなくて、指定無形文化財保持者のビデオというのは何本があるわけです

よね。あるのですが、その存在を区民あるいは子どもたち、学校関係者に十分知らせているかというところでもないところがあると思うのですね。ですから、ぜひ港区の子どもたちが学習をするときに、そういったものを紹介するような積極的な取り組みというのは今後必要なのではないかと思っておりますので、ぜひ図書・文化財課の方でその辺ちょっと工夫してもらいたいと思います。

図書・文化財課長 幸い3カ月後ぐらいに多分これは選定されるでしょうから、そういった機会をとらえて、校長会等で紹介がてらこういうのがありますのでご活用くださいというふうな情報提供をしていきたいと思っております。

次長 どちらかといえば、今まで商工業の方のつき合いの方が長くて、港区の産業文化展をやるときに、そこにモデルとして来ていただいて実演をしていたので、あの近辺の芝小学校だとかいくつかの小学校はカリキュラムの中に取り入れてご覧になっていただく。ただちょっとなかなか、あまり知られていない。教育長がおっしゃるように、もう少しこういう、国の指定を受けるようなことなので、何か大きなイベントの際に快く引き受けていただけたので、子どもたちに制作場面を見せてあげたりあるいは弾く。この方は演奏者ではないのであれなのですけれども、琵琶の演奏というのでも聞かせる機会とか、何かそういうのは知っていたら、生涯学習に協力して考えてみたいと思っております。

五味原委員長 それは大変結構だと思います。

ほかには、よろしゅうございますか。

第2 協議事項

1 平成18年度港区指定文化財の諮問について

五味原委員長 それでは日程第2、協議事項に移らせていただきます。

まず一番初めに、平成18年度港区指定文化財の諮問について、図書・文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 資料ナンバー4をご覧ください。

平成18年度港区指定文化財の指定に関する文化財保護審議会への諮問についてでございます。事務局といたしましては、本年1月ごろから検討をしましてまいりました有形文化財が2件、それから有形民俗文化財1件、計3件につきまして、港区文化財保護審議会に諮問をしていただきたいと思います。

資料でございますが、まず彫刻、木造仁王像ということで2躯ございます。場所は旧台徳院霊廟惣門の所ですが、阿形・吽形2体ということでございます。

それから、歴史資料といたしまして、伝篠山藩青山家中屋敷跡出土ということで、胞衣桶外容器蓋石ということで、これが3点あるということでございます。これにつきましては、青山中学校からこういうのがありますよと。教育委員会で各学校、調査しなさいということがございました。その際調査した結果出てきたもので、これはなかなか重要な物だということなので、教育委員会の方で移管を受けまして、今回候補として挙げたものでございます。

それから有形民俗文化財ということで、奉納絵馬1点、こちらの方の絵馬でございます。これは

泉岳寺で、昨年12月に特別展示をしたときのパンフレットでございます。お手元の方に配らせていただきます。これは仮名手本忠臣蔵の4段目の「返し」と呼ばれる場面での大星由良之助を描いた絵馬ということで、明治の絵画の特徴をよく示した作品であるとともに、奉納の経緯が詳細にわかっているの、当時の民俗文化を伝えることによって、貴重ということで、諮問していただけたらということでもあります。こちらの方も回覧させていただきます。以上でございます。

五味原委員長 ご協議をいただいて、お諮りしたい。

横矢委員 質問ですけれども、よろしいのでしょうか。そのの胞衣桶が一番興味があるのですが、どういったことを書かれているのでしょうか。これは文字が刻んであるので、どうしてこれが価値があるものなのかということは文字にかかわってくるのが大きいのかなと思うので、そのの当たりをご紹介いただけないでしょうか。

小島委員 まず胞衣桶って何でしょうか。

図書・文化財課長 胞衣桶というのは、胎児の胎盤を桶に入れて、その桶をしまう石の容器のことで、その蓋ということです。ここの文書の中では篠山藩の青山家第13代忠良の子の胞衣桶を埋めるために納めた石製の容器のふたであることがわかります。天保10何年ですかね、9月17日に生まれたというふうに出ているのですね。これが実際は、実際といいますが、文書では、調べていくと19日というふうになるのですね。どちらが正しいのかちょっとわからないといいますが、確定のしようがないというようなことですが、これだけきれいに文字が残っているのも珍しいということでございます。

五味原委員長 ほかにございますでしょうか。

澤委員 これはどういう経緯で青山中学校に保管されていたのでしょうか。

図書・文化財課長 そこがどういう経緯というのがなかなかはっきりしないのですね。ただあそこで出土したというふうに。

澤委員 校地のどこか。

図書・文化財課長 ただそれが、はっきりはしていないみたいなのです。

澤委員 あのあたりは昔の地図を見ると青山家の中屋敷なのですかね。

図書・文化財課長 どういうことでそこに来ているのかというのがなかなかわからないという状況です。

澤委員 これはちょっと、小島先生が何か調査したらどうかとかなんか言ったのではないですか。

小島委員 ぜひ確認してみてくださいという願いはしましたね。

図書・文化財課長 それでその中から出てきた。

小島委員 たかだか50年前の、学校ができてから……。

次長 僕が聞いてはいけないのですけれども、これは篠山藩は知っているのですか。篠山市は知っているのですか、今回、指定されるというのは。

図書・文化財課長 うっかりしていました。それは多分知っていないかもしれないですね。

五味原委員長 末裔の方はいらっしゃるのですか。

図書・文化財課長 でも篠山藩の方には問い合わせをしてやっていますから、それでこれで間違

いないかどうかということはやっていますので、知っていると思います。

次長 今の梅窓院の近くが旧青山藩の屋敷跡なのです。だけれども、青山藩は郡上八幡宮、今の郡上八幡。郡上八幡と港区は行ったり来たりして、向こうから……が来たり。それを、済みません、聞いていて、あそこの郡上八幡だけではなくて、丹波篠山藩もあそこに何代か、城がえのときに来たのだそうです。来ていたことはどうも史実らしいのです。あの青山一帯のどこかの藩屋敷をくらがえごとに、ずっといたということではないらしいのですけれども、どうも何代かはこちらに住まわれていた。

今、郡上八幡市と港区はいろいろやっていますが、丹波篠山市が港区とぜひとも何とか、これをつなぐに何かできませんかと言っていましたので、もしかすると丹波篠山市はこれを知ると、これを機会にまた教育委員会さん、何か一緒にやってくれませんかと言ってくるかもしれません。

澤委員 そうか、青山家の分家みたいなのですね。

五味原委員長 ほかにございますか。

澤委員 なかなかおもしろいですね。

五味原委員長 この仁王像。あれは門自体は指定するわけではなく、仁王だけですか。

図書・文化財課長 仁王像だけです。門は国の重要文化財指定になっています。

五味原委員長 門の方が古いのですか。古いというか、重要なのですか。

小島委員 この阿吽像は、普通で見る阿吽像と顔がちょっと違うような気がするのですが、それで、好みによっては評価が少し落ちるかなと。それで重文の指定はなかったというのが私の主観です。

五味原委員長 そうしますと、従来から門については重要文化財。中に安置せられている仁王については今まで何の指定も受けてなかったということになるわけですか。これは個人の持ち物で、現状は、門も徳川家の持ち物なわけですか。

図書・文化財課長 惣門そのものも徳川恒孝さんの持ち物です。それから仁王像については、初めは埼玉県川口市の西福寺という観音堂にあった物を弘化4年ぐらいの修理の後、安政2年の暴風の被害によって再建の機会がないまま放置されていた物を、信者の発願によって昭和23年に修理を施して、浅草の浅草寺に安置されていたことが記されていますということです。ですから惣門とは関係がないといったら変なのですけれども、安置をしてあるだけということなわけですね。昭和33年までに惣門に安置されるようになったと考えられるということなので。

小島委員 いつごろの作と言いましたか、木造の仁王像は。

図書・文化財課長 寛政元年に修理されたというふうに書いてある。

小島委員 ではそれより前ですね。

図書・文化財課長 前だろうということですね。

小島委員 では江戸時代より前。

五味原委員長 18世紀前半となっていますね。

図書・文化財課長 なかなか重要なものです。

五味原委員長 中に安置せられている仁王は徳川家のもの。外の建物は、門は徳川家のもので重文に指定されている。あの近辺は、ほとんどは西武の土地になっていますよね。その辺はどういうふうになっているのですか。あの部分だけについては、徳川さんは地上権を持っているわけですか。

図書・文化財課長 ちょっとその権利関係、今の時点では定かなことはわかりません。

五味原委員長 結構です。また何か機会ございましたらね。どうもその辺はっきりしないのだなと。重要文化財、特に建物その他については、土地と所有者との関係とか云々がどうもよく我々にはわからないという部分がございますので、こういう考え方すればいいのだというのを勉強させてください。

ほかにご覧いませんか。

それではお諮りいたしますが、この諮問につきまして、決定してよろしゅうございますか。

(異議なし)

五味原委員長 ありがとうございます。それでは諮問することを決定いたします。

2 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

学校教育の環境整備について

五味原委員長 続きまして、港区における生涯学習の施策の方向づけのうち、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いします。

教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

五味原委員長 学務課長、お願いします。

学務課長 私のところも、継続協議でお願いいたします。

五味原委員長 それではこの件につきましては、継続協議とさせていただきます。

社会教育の施策について

五味原委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

五味原委員長 それでは、この件につきましても継続協議といたします。

第3 審議事項

1 議案第23号 港区立運動場条例施行規則の一部改正について

2 議案第24号 港区スポーツネット利用に関する規則の一部改正について

五味原委員長 日程第3、審議事項。

議案第23号、港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について、及び議案第24号、港区スポーツネット利用に関する規則の一部を改正する規則について、一括して説明を受けた上で審議したいと思います。議案23号及び24号について、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 それでは議案第23号と24号をあわせてご説明申し上げます。

まず議案資料、資料番号1番をご覧ください。

港区立運動場条例施行規則の一部を次のように改正するというので、次のページをご覧くださいと思います。

別表に次のように加えると記載します。内容は港区立芝公園多目的運動場、すなわちフットサル場について使用期間、1月4日から6月15日までと9月26日から12月28日までとしてございます。プールの使用期間は7月1日から9月15日までということでございます。使用時間はともに午前9時から午後8時までとなっております。ただし、プールにつきましては9月1日以降は従前どおり午後5時までというふうになってございます。使用時間で、多目的運動場からプール対応に切りかえが2週間程度要するというので、それからプールから多目的運動場に切りかえるのに10日程度要するという条件がございますので、この使用期間で設定していきたいと考えております。こちらが議案第23号でございます。

続きまして、議案第24号 港区スポーツネット利用に関する規則の一部改正についてでございます。こちらでも2枚目をご覧くださいと思います。第1表は対象施設3条関係、それから利用者登録4条関係、それから使用申請手続きの表でございますけれども、こちらに新たに芝公園多目的運動場を加えるものでございます。第2表でございますけれども、こちらは利用者登録の要件に芝公園多目的運動場を加えるものでございます。いずれにつきましても10月15日開設、オープンになります多目的運動場について加えるという中身でございますので、ご審議をいただきましてご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明に対しまして、何かご質問等ございましたらどうぞ。

教育長 一ついいですか、プールからフットサルへ利用切りかえ、フットサルからプールへ切りかえ。それぞれ2週間、あるいは10日程度を要すると。この理由についてはどのように把握されておりますか。

生涯学習推進課長 やはりフットサルからプールに切りかえるときには、こちら水の関係がございます。そういった水の入れかえということもございますので、その期間ということになると思います。それからプールからフットサルに切りかえるときもそこにふたかけをして、フットサルとして上でできるようにするための準備期間という内容でございます。

澤委員 教育長がどういう理由で質問されたかちょっと私はわかりませんが、利用者からいくと、せっかく大都会のど真ん中にある貴重な運動施設。これは東京都の日比谷公園のテニスコートなんか私も文句を言いたいところなんですけれども、それは余計なことなんですけれども、なるべく年間の有効利用の日数とか時間を多くとりたい。だからできる限り、うちの施設だと区民に便宜をはかるためにはそういう切りかえの日数とかはもうでき得る限り最低限にしたい。では、なぜこれだけの日数が必要なのかと、あるいはナイターでもっとできないのか。そういう、要するに利用者の立場に立って、これだけは我慢してくださいということがはっきり説明つくならばこれはこれでいいのですけれども。

五味原委員長 私も質問があるのでございますけれども、フットサル場からプールにかえるということは、上の人工芝が張ってあるのかなにか、それごとふたを全部とって、そして中を点検して、洗って栓をして水を入れればいわけですね。これがおおよそ15日かかるのですよ、単純に引き算しま

すとね。それに対して今度はもとに復元、フットサル場に復元するためには、水を抜いて、ふたをして、なおかつ上にこれは人工芝なのですか、何かをはずすのではなく、全て張らなければならない、それなのに10日でできると。先ほど報告事項でお話が出ていた、人工芝を張った場合にも養生のために置く必要があると。これは土だから、土とそれから固いものの違いかどうかは別として、どうもこの辺がはっきりしないのではありませんか。これではご利用いただく区民の皆さんに説明して納得をいただける内容ではありませんよ。この内容はしっかりとつかまえて、場合によればこういう理由によって、現場にいる人に対してもこう説明しなさいという、ちゃんと準備をしなければいけないのではありませんかというのが、多分今皆さんが質問されているもとなるものだと思います。

この辺は十分に、今ここで云々しても仕方ございませんので、委員長として要望いたします。この辺の取り扱いに関しては十分準備していただきたいと思います。

次長 これは規則を改正する件なので、重要な案件です。ですからその理由を問われたときに、やはりきちんと答えられるようにこれは検討したはずなのです。十分検討して、こういう期間が必要なのだということが、当然あってしかるべきケースです。ですから、そういうことが問われたときにきちっとこの理由を「こういう日程で、こういう工程で切りかえをしなければなりません。したがって2週間程度、あるいは10日かかります。」ということをやはり説明するようにしてほしい、しなければならない。それでないと説明責任は果たせないと思いますので、ぜひその辺はしっかりとやってもらいたい。これはまた議会にも報告しなければならないケースですから、ぜひそのことをきちんとやって、説明をさせます。

生涯学習推進課長 私の方もなるべく短い期間ですぐに切りかえられるということがよろしいという考えもございます。いろいろとその辺は詰めてはございます。ただ、その説明責任の部分でちょっと緻密にご説明できる内容にはなっていなかったもので、その辺を説明できるようにははっきりしたいと思います。

五味原委員長 ではこの辺を整理していただくように10分ほど休憩とさせていただきます。

(休憩)

五味原委員長 委員会を再開させていただきます。それでは議案第23号、第24号につきまして、先ほど委員から質問等が出ました部分について、説明のほどよろしく願いいたします。

生涯学習推進課長 まずそれではフットサル場からプールへ切りかえるときの日程でございますけれども、2週間程度ということで先ほど申しました。まず人工芝の取り外し、こちらで1日。それから下部の、これは水抜きという形になりますが、水抜きと点検チェックということで2日間。それから清掃が1日、次に水張りがございます、こちら2日程度ということでございます。それから試運転と確認ということでございますが、こちらで3日程度。最後にプールサイドの清掃及びプールの監視台等がございます、そういった物を準備する期間が必要ということで、この期間を5日間とってございます。これで14日という形になると思います。また予備日というので1日とってございます。全体で15日程度考えてございます。まずこれがフットサル場からプールへの切りかえということでございます。

続きまして、プールからフットサル場へということで10日程度と申し上げました。この中身を申し上げます。まず床の上がりでございます、これは床のチェック点検ということでございますけれども、これに2日程度でございます。次に床の支柱、これは柱を立てるということでそれに2日間、点検も含めまして問題がないようにチェックをかけるということも入れまして2日間ということでございます。続いて、人工芝の張りということで5日間を見てございます。合計しまして9日間ということでございますが、1日予備をとって10日程度という形で考えてございます。以上が中身でございます。

五味原委員長 先ほど来、複数の委員から出ておりました疑問点に対しまして、ただいまの説明でよろしゅうございましょうか。

小島委員 フットサル場からプールにするときの下部の水抜きが必要ということは、結局フットサルをやっているときに下には水が少し残っているということですか。

生涯学習推進課長 残っているということでございます、3分の2程度は。

澤委員 その水抜きに1日かかるということでしたよね。

生涯学習推進課長 点検も含めまして2日程度かかります。

澤委員 逆に、プールからフットサル場にするときはその水抜きというのがなくていいのですか。

生涯学習推進課長 結局水は抜かずに、循環させておきます。

小島委員 なるほど、抜かないのですか。

澤委員 もうそのまま。そういうことなのですか。

小島委員 若干は抜くということですね。

五味原委員長 床は可動式ですか、ここは。

生涯学習推進課長 可動式の床でございます。

小島委員 床の上がりってそういう意味ですか。

澤委員 機械かなんかでこう上げるわけね。水がそのままになっているから、翌年までその水が。そういうことか、わかりました。

五味原委員長 おわかりいただけましたでしょうか。

教育長 今の説明で、ある意味そういう時間はかかるのだらうなというのはわかるのですが、今後、実際にやってみますよね。やってみたときに任せきりにしないで、よくその辺を精査して、できるだけやはり、安全点検というのが一番重要なので、それはしっかりとやらなくてはならないけれども、その工程が詰められるものであれば詰めていくというような努力というか、誠意というか、そういう姿勢はこれからも大切だと思っているので、よろしく願いたい。

五味原委員長 ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは議案23号につきましてお諮りいたします。原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(異議なし)

五味原委員長 異義がないようでございますので、議案第23号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則については可決されました。

続いて24号についてはいかがでございましょうか。

(異議なし)

五味原委員長 ありがとうございます。それでは港区スポーツネット利用に関する規則の一部を改正する規則につきましても可決されました。ありがとうございました。

3 議案第25号 平成19年度区立小学校心身障害学級使用教科用図書の採択について

4 議案第26号 平成19年度区立中学校心身障害学級使用教科用図書の採択について

五味原委員長 議案25号 平成19年度区立小学校心身障害学級使用教科用図書の採択について、及び議案26号 平成19年度区立中学校の心身障害学級使用教科用図書についての採択について、一括して説明を受け、後に審議したいと思います。

それでは議案25号及び26号について、指導室長、お願いします。

指導室長 それではお手元の議案資料3番と4番をご覧ください。区立小中学校心身障害学級使用教科書は、地方教育行政組織及び運営に関する法律の第23条第6号等の法令によりまして、教育委員会が毎年採択するということになっております。また、この心身障害学級の教科書の選定に当たっては、学校教育法第107条により、特別の教育課程による場合や、教科により、該当学年用の検定教科書を使用することが適切でないという場合は、該当学校の設置者が定めるところにより、ほかの適切な教科用図書を使用することができるということになっております。

該当学年の検定教科書を使用することが適切でないという場合には、教科書の採択を次の3点により行うことができます。一つ目は学年を下げた検定教科書の採択。例えば中学校でも小学校の検定教科書を使用することができます。二つ目は養護学校用の文部科学省著作教科書の採択。先ほどのこれでございます、このようなものを文科省で決定しているところでございます。三つ目が一般の市販図書からの採択。例えばこういうものでございます。

今回の採択につきましては、心身障害学級が設置している各学校から採択方法の1の学年を下げた教科書、採択方法2の養護学校用の、こういう文部科学省著作教科書及び採択方法3番目の一般市販図書からの採択案が提出されております。

この一般市販図書はいわゆる107条本と言われておりましたもので、一般の市販図書といってもどこの本でよいというわけではございません。東京都からこのような、調査研究資料ということで出されておりますたくさんの図書が明示されておりますので、そのような中から、各心身障害学級が、その児童・生徒の障害にふさわしい内容、その状況から総合的に判断いたしましてそれを教科用図書として案を提出するというようなことでございます。

ということで、今お手元にありますような図書が、それぞれの学校から提出されて、ぜひこれをご審議いただきたいということでご提案をさせていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

五味原委員長 ただいまの説明に対し、ご質問等おありでしたらどうぞ。

小島委員 一般図書ですが、一般図書は養護学校の生徒さんの教科書のためということで作られている本なのではないでしょうか。それともそれだけではなく、利用としてはそういう限定ではなく、一

般の商業的な本として発行しているのでしょうか。

指導室長 今の後半の方でございます。これはどこの本屋さんにも売っている物でございますけれども、こういう物が子どもさんにとって、数や言葉の勉強になるのにふさわしいということで、それを採用して勉強しているということになっております。

五味原委員長 ほかにいかがでございましょうか。

澤委員 ちょっとバックグラウンドを聞かせていただきたいのですけれども、今回、各学校の方から調査書を提出いただいている、その中にいわゆる今言われた107条ですか、一般図書を教科書に使うというのと、もう一つは、もちろん今の検定の教科書を子どものレベルに合わせてと、もう一つ、この文部科学省の著作本というのがあります。例えば、青山小学校の榎本先生のところはそれも含めて一般図書も挙げられておりますよね。

聞きたいのは、挙げてない所はもうここにある教科書だけを使うということなのか、検定教科書と文科省のこの著作本は、先生方が好きなときに使えるのか、それはどういうふうになるのですか。ここで我々が決めるということは、もう既に検定教科書は一応教育委員会としては決めていて、それを心身学級の先生がいつ使おうが、それはいいのですよね。

指導室長 例えば本村小学校では、この算数の一つ星の物が3冊欲しいですよ、それから三つのこれが6冊欲しいです。これを学ぶ必要のある子どもさんがいてそれを使って、本村小学校は算数の学習についてはやりたいと。ですからこれを一括してこういう物をいいですよと言ってもらえれば、学校でふさわしい物を選んで指導することができるということです。

澤委員 そうですか。簡単に言ってしまうと、例えば山越先生の1ページ目にある赤羽小学校は、国語の教科書として岩崎書店のこの本を挙げてきておられますよね。そうすると国語に関してはこの本しか使えないのか、そうではなくて今の検定教科書を随時必要ならば使えるのか、あるいは文部科学省の著作本は、ここには書いていないけれども、それはもう使っても当然なのか。ここで承認するというのは、何を承認するのかということがお聞きしたい点です。

指導室長 その学校、学校によって挙げてくる物が違ってきますから、一括してさまざまな物を認めていただくことがまず一つあります。それから学校でどのような物を使っているかというのについては、そこに資料がございまして、あらかじめいっていますので、その図書を通じてやっていく。

ですから国語で、例えば「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』」というのを赤羽小学校ではそれを使っていったという。

澤委員 わかりました。では例えばこの議案第25号でいくと、一般図書は具体的にどの発行者のどの本を使うのかということが各学校から出てきています。だから、これは本当はそれぞれがどの学校の何学年かということが、これは当然決まっているわけですが、それはもちろん承認しなくては行けないのですけれども、この2、3も承認するということになるわけですね。

指導室長 そうです、あわせて承認します。

澤委員 要するにこれは小学校ですけれども、小学校で今使っている教科書を適宜使っていいよと。これは我々がちゃんと認めているわけですが、それプラス文部科学省の著作教科書というのもここで認めると、それはいつでもどの本も使えると。

指導室長 申請をして申し込むことになりますけれども。

澤委員 ここには具体的には何も書いていないけれども。

指導室長 そうです、書いていないけれども、種類としては国語も1から3、算数も1から……。

澤委員 それはどの教科書を使うかは、学校で決める。なるほど、わかりました。では、文部科学省の著作を挙げてきている所がありますよね。そこはいいのですけれども、挙げてきていない所でも使えるということになるのですか、ここで。

指導室長 ここに申し込んできてある所は使っています。

澤委員 そういうこと。

指導室長 例えば本村小学校では、いわゆる検定教科書の音楽を、普通の子どもたちが使っている本と一緒に勉強するのでそれを採用しますということです。学校学校によって希望している教科や図書が異なっています。

澤委員 もちろんそれはわかるのですね。だから例えば文部科学省の著作は、これとこれを使うのだということを承認するのだとすると、個々にここに挙げていただく必要があるのではないですか。この一般図書が挙がっているように。ここに一括してこういうように表現されているということは、これを承認すれば、学校は、予算がどこから来るかは別に考えて、どの教科書でも適宜使える。予算はどこから出てくるかは別にして、そういうことになるのですね。

指導室長 そうです。

澤委員 わかりました。一般図書に関しては、もうここで承認した物しか当然使えない。

指導室長 そうです、そういうことです。

五味原委員長 ほかにいかがでございますでしょうか。

指導室長、今回のこの採択は、来年度、平成19年度に学年が一つ上に上がるお子さんのための物ですね。新しく入るお子さんについては改めてそのお子さんの能力に応じた教科書ということで再度採択するわけですね。

指導室長 そのとおりでございます。

五味原委員長 ほかにございますでしょうか。

澤委員 心身障害者の方の教科書だから、一般の教科書とは出る数も違いますけれども、やはりその子に適した教科書を、当然現場の先生に一生懸命考えていただいて、今候補が出てきているわけです。いわゆる、小島委員が言われたように、一般図書の中からこれは教科書にふさわしいのではないかということで調査されているわけですね。一般図書だけれども、心身障害者の方のテキストとしてふさわしそうだということで、ここで上がっているわけですが、その候補というのはだれが選ぶのですか。

指導室長 この大枠のところは、恐らくずっと年々これまでの研究で出されたものです。東京都教育委員会でも心身障害学級に関する調査研究を積み重ねて毎年きていますので、これまでの中からふさわしい本をずっと実績として挙げている部分と、またさらにもっとふさわしい物があればつけ加えていく部分とというのがあるので、今こんなに厚い本で来ておりまして、何の手がかりもなくどの本でも子どもにふさわしいということはありません。

澤委員 だから東京都の教育委員会の中でウォッチしている部門があって、そこできちんと調査されている。これを港区の教育委員会自身が何かやろうとしたら大変なことだけれども、東京都がやっていただいたことを、ベースにして各学校が適切な教科書を選んできていただいている。

指導室長 恐らく東京都だけではなく、文部科学省としてもこういう例示をしていますので、そういう中からさらに東京都が多分はずしている本もあるかもしれませんので、都としてふさわしいものをえりすぐって行って、私どもはそれを活用して、さらにこれを選んでいくという採択に持っていくます。

五味原委員長 澤委員、ご理解いただけましたか。

澤委員 頭の回転が悪いもので。

五味原委員長 小学校用。例えば今小学校ですけれども、小学校、中学校とも一般授業用として、採択をした教科書については、そのまま心身障害学級で使うことに関しては、例えば2年生の本を4年生とか、それはあると思うのですけれども、それについてはわざわざ採択する必要はないわけですね。意味おわかりいただけましたか。

指導室長 中学生が……。

五味原委員長 小学校、中学校ともそうですけれども、通常学級用に採択した教科書を、身障害者学級で使用する場合に、これを改めて採択する必要はないわけですね。

指導室長 そのとおりでございます。

五味原委員長 そう理解してよろしいですね。

小島委員 さらにもう一点、ちょっとよろしいですか。文部科学省と東京都の方がこういういろいろな調査研究をして、いろいろな資料を出していただいてこれを参考にするのですが、仮に港区の教育委員会がここに載っていないで一般に発行している図書をちょっと採用したいというときは、港区として、教育委員会として採用できるのですか。

指導室長 調査研究をちょっとして、もしやるとしたら改めて研究組織を立ち上げて、それがきちんと妥当かどうかという調査研究をしなければならぬと思いますが、やりたくないと思うわけではありません。

小島委員 ないとも言えない。

次長 これは教育委員会が認めれば平気です。これはあくまでも一般図書ですから、港区教育委員会が一般のその図書の中で、これはわが区の心身障害学級にとって有益な本だ、使えるということを我々が認めれば、それはもちろん承認されます、すぐ使えます。

澤委員 あるいは現場の先生が、これには載っていないけれども、今まで自分の経験からしてこれがいいと言ってここに出してきていただいて、ここが承認すれば使えるということですね。

小島委員 なるほど。今日は良い勉強になった。

五味原委員長 ほかにご質問等ございますでしょうか。

指導室長 それでは今の心身障害学級につきましては、ご審議していただいてありがとうございました。

なお区立の小中学校の使用する検定教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償

措置に関する法律の第14条等の法令によりまして、平成18年度と同一の教科書を平成19年度も採択しなければならないというふうにされておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

五味原委員長 ただいまの件につきましては質問等はいかがでございましょうか。

小島委員 各学校各先生が、その子その子に応じて検討してこういう資料を挙げてきていただいたのですから、私はこれで大変結構だと、承認したいと思えます。

澤委員 検定教科書については、もちろん我々も決定したわけだから、それが心身障害者の方にふさわしいと現場の先生が判断していただければ、それは自由に使っていただくのは……。

五味原委員長 それではご質問等ないようでございましたら、採決に入らせていただきます。

議案第25号 平成19年度区立小学校心身障害学級使用教科用図書の採択について、お諮りいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

五味原委員長 ありがとうございます。

それでは平成19年度区立小学校心身障害学級使用教科用図書の採択については採択されました。

続いて、議案第26号 平成19年度区立中学校心身障害学級使用教科用図書の採択について、原案どおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

五味原委員長 ありがとうございます。

それでは原案どおり、議案26号についても決定することとさせていただきます。ありがとうございました。

その他、ほかに何かございますでしょうか。

参事(庶務課長事務取扱) 御田小学校の周辺で停電があったという件についてご報告させていただきます。口頭で申しわけございません。

8月2日の水曜日でございます。午後3時半ごろ、御田小学校とその周辺地域で停電がございました。学校を除く周辺の地域のご家庭は、大体40分ぐらいで電気が復旧をいたしました。学校についてはその後も停電という状態が続いておりました。原因といたしましては、御田小学校の高压ケーブルが老朽化していたということで、それによる、老朽化による破裂ということで、周辺のご家庭にも影響を及ぼしてしまったわけでございます。

なお、御田小学校につきましては、土曜日の夕方に復旧をしたと。それまでの間、電気が全然通じませんでしたので、トイレの水とか、もちろん照明も含めて、非常に混乱したのですけれども、発電機等をもって、その間、学校に先生方もいらっしゃるの、最小限に冷房といたしますか、扇風機、それと照明、パソコンの電源をとって対応をしていたということでございます。なお、本格的な復旧工事は多少時間がかかるということなので、今後関東電気保安協会とも協力の上、調査をさせるということでございます。

この間苦情が何件か、2~3件かというふうに思いますが、東京電力の方にもというようなことで伺っております。学校、まだ古い施設については、そういう学校の所で破裂等をして、ほ

かに影響が及ばないような装置があるわけですが、まだ古いのがいくつか残っているということもありますので、今後そういうところも含めて点検をして、老朽化自体も何とかしなければいけないのですけれども、ほかに影響が及ばないような形の工事も含めて対応していきたいというふうに考えています。

簡単ですが、以上です。

澤委員 今の件、質問ですけれども、私が聞いたところによると、御田小学校の中に東京電力の地域へ電力を供給する変電所みたいなものがあったので、近隣も停電してしまったという話を聞いたのですけれども、それは本当なのですか。

学務課長 そういうことはなくて、一般的に高压の電源を引き込んでいるところはUGSという装置をつけておりまして、自分の施設の中で何か事故が起こったときには地域へというのは、影響をシャットアウトする。地域は停電の影響を受けないという。

澤委員 そうですね。自分の所は停電をしてもね。

学務課長 停電をしても自分の所には及ばないという装置をつけているのですけれども、この学校はちょっと施設が古かったもので、そういった装置がついていなかったのですね。

澤委員 うちの学校が飛んでしまって、その影響が東電の変電所のメインのスイッチを切ってしまったと、そういうことですか。だから高压ケーブルというのは、当然うちのケーブルなわけですね。

小島委員 だから庶務課長が報告したんですね。

五味原委員長 ほかにございませんか。

小島委員 よろしいですか。ふじみ野市であれだけの痛ましい事故が発生したのですけれども、今、教育委員会管轄のプールの排水溝等の安全について点検した結果をちょっと報告していただきたい。

生涯学習推進課長 生涯学習推進課の所管するプールについてでございます。8月1日、その前の埼玉県市営プールでの事故を契機に、スポーツセンターと、あと元三田中学校の給排水口、これは冠水口でございますが、これの防護柵の固定状況を確認いたしました。確認内容につきましては、スポーツセンターでは大人プール、ジャグジーについて点検、それから小プールは可動床式のためそれを見て、その点検、冠水時の点検です。それからこれまでのビスの点検は、年2回の冠水時に点検してきたという形でございます。それからビスの緩みについては、1日3回の休憩時間に目で、目視で点検をするという形でございます。今後は週1回ビスの点検を行いますという形で報告を受けております。

元三田中学校につきましては、給排水溝の防護柵に異常が旨の報告がございます。また、元三田中学校の冠水口は8カ所に分散しておりまして、給水口の水圧、それは低い構造の施設になっているという報告でございました。また、緊急時のマニュアルの具備等について、スポーツセンターはそれは備えると、元三田中についてもライフガード、救急マニュアル、これがあるということでした。監視員の資格についても、それぞれの形で、何度も講習会を受けたという報告を受けています。プール事故の後にこれらの確認をいたしました。

小島委員 あと小中学校のプールは。

学務課長 小中学校の方も中断をしまして点検をするようにと手続きをしております。小中学校のプールに関しましては、3回保守点検となっていて、プール指導が始まる前、プール指導の間、終わった後の3回に保守点検というふうな形にしております。

小島委員 いずれにしてもあってはいけない事故が発生したわけですから、区としても教育委員会としても、このようなことに絶対ならないように、現場をもう一度しっかり指導していただきたいという要望です。

五味原委員長 ほかにございますか。

澤委員 もう一つ。長くなって恐縮ですけれども、3年保育、3年保育とひところ教育委員会もいろいろ審議し、私立幼稚園との調整審議会をどうするかということで、その辺の下準備をこちらとして事務局にげたを預けたような恰好になっているのですけれども、その辺の経緯というのは今どうなっていますかね。

五味原委員長 ということは、進捗状況。

教育政策担当課長 これまで私立幼稚園側と公式、非公式、公式な形では連絡会というのを6月ぐらいに一度開きまして、私立側に3年保育を実施させてほしいということをお願いしてはいるのですけれども、前回の連絡会の中では私立側としては基本的には3年保育については、議題としては載せることは認められないということで、その場では3年保育については議題としては拒否をされました。

ただ、教育委員会としては非公式にその3年保育を実施したいということでは、これまで何度か継続的に協議はしております。しかしながら、やはり私立側としては、やはり3年保育を実施するというのであれば、やはり私立側の経営を本音の部分では脅かすことになるということで、今のところ了解は得られていない状況です。

ただ、こちらとしても基本計画に載っている事業でございますので、引き続き実施させてほしいということでは交渉はしていきたいというふうに思っております。

小島委員 その点に関連して、私立幼稚園の代表者の方々と我々教育委員との懇談会があったのですが、その席で我々は、これからの幼児人口の推移などの詳しい資料を示して、これであれば平成20年までにあと2園で3年保育をするとしても私立幼稚園の経営を圧迫することはないのではないかと主張しました。

そして、3年保育を平成20年までに3園、今1園でやっているの、あと2園お願いしますよと言ったら、私立の代表の方は、我々は3年保育について反対したことは一度もないと明言していました、どういうつもりかは別として。だから、今のお話で、議題に挙げることも反対だというのはおかしいので、そこら辺はやはりおかしいものは「おかしい」とはっきり言っていいのだろうと思うのです。ただ、いろいろ微妙な問題があります。

澤委員 私立の幼稚園に行かれています方の補助金というのは、もう既にこの4月から上がってもう動き出してしまっているのではないのですか。

参事（庶務課長事務取扱） これについては、私立側も補助金のことについて、3歳児保育との

関係で、関係の中で協議したいというのが当初ありましたので、まだ協議中ということです。

次長 今の問題も含めて、ほかの重要課題もこれからも今もあるわけで、折に触れて、委員会の中で話し合っていく、あるいは報告してもらったり、これからもしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

小島委員 ただ澤委員の言っているのは、多分平成20年に移行するためにはもう一つ、スピードアップというか、何かしないと基本計画が間に合わないのではないかとという危惧からですね。

澤委員 ひとつ、そういう方向で盛り上がったといたらおかしいけれども。私学にも、区としては区民の要望もあって、あなた方の一方的な拒否で手をこまねているわけには、実はいかないのですよということをはっきり認識してもらわないと。民主主義の世の中なのだから拒否すればいいというものではないわけですから。

小島委員が言われているように、数字的に見ると、本当に圧迫するのかというような数値です。だからそういう感情論ではないけれども、そういうことで小島委員が心配されたように、ズルズルと、今までどおりのことがまた来年も続きというのでは、区民の皆さんに対して、教育委員会は何をやっているのかという話になってしまう危険性もある。そういう意味でげたを預けておいて文句言っているのは申しわけないのですけれども、よろしくお願いいたします。

五味原委員長 ほかによろしゅうございますか。

「閉 会」

五味原委員長 それではこれをもちまして、本日の教育委員会を終了させていただきます。

なお、次回は9月12日午前10時より、当委員会室ということでよろしくお願いいたします。

(午後5時26分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 五味原 康

港区教育委員会委員 澤 孝一郎